

資 料

○防府市障害者保健福祉推進協議会条例

平成28年3月31日

条例第22号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、防府市障害者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第36条第4項各号に掲げる事務
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく市町村障害児福祉計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者に関する施策の推進について必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉団体等の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募の手続により決定した者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(会議の招集に関する特例)
- 2 この条例の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成29年9月7日条例第33号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

防府市地域総合支援協議会設置要綱

平成 20 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づき、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等から幅広い意見を反映させるため、防府市地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例等への対応方法に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画等の進捗管理に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別に関する相談及び障害を理由とする差別を解消するための取組等に関すること。
- (7) 地域生活支援拠点等の運営に関すること。
- (8) 医療的ケア児とその家族の支援に係る関係機関の連携に関すること。
- (9) 社会福祉法第 55 条の 2 第 6 項に掲げる地域協議会に関すること。
- (10) その他地域の障害福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体又は家族会の代表者
- (3) 地域福祉団体代表者
- (4) 相談支援事業者
- (5) 保健・医療機関関係者
- (6) 社会福祉協議会職員
- (7) 総合支援学校教職員
- (8) 企業・就労支援関係機関職員

- (9) 行政機関関係者
- (10) その他市長が必要と認める者
(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
(専門部会)

第7条 専門の事項を協議するため、協議会に次に掲げる部会を設置する。

- (1) 研修部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 保護者サークル・団体連絡会
- (4) 子ども発達支援部会

- 2 前項各号に掲げる部会のほか、必要に応じて新たな部会を設置することができる。

(秘密保持)

第8条 協議会の委員、第6条第3項及び第7条の規定により協議会に関わった者は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(会議の公開)

第9条 協議会(専門部会を除く。)の会議は、公開とする。ただし、防府市情報公開条例(平成10年条例第28号)第6条第1項各号に掲げる場合に相当するときは、当該会議の全部又は一部を公開し

ないことができる。

(庶務)

第 10 条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

防府市障害者保健福祉推進協議会及び防府市地域総合支援協議会委員名簿
令和2年7月1日現在

区 分	団体名	委員氏名
学識経験者	山口県立大学	勝井 陽子
	Y I C看護福祉専門学校	伊藤 悦子
保健・医療・福祉 団体等関係者	一般社団法人防府医師会	木村 正統
	防府市障害福祉団体連合会	中村 信也
	防府市手をつなぐ育成会	池田 朝子
	めばえ友の会	山根 幹男
	防府市障害者生活支援センター	田中 規裕
	防府市民生委員児童委員協議会	池永 日出夫
	社会福祉法人防府市社会福祉協議会	山本 亨
	山口県立防府総合支援学校	浦町 浩
	防府商工会議所	賀屋 哲也
行政関係者	山口県山口健康福祉センター	門田 大
	防府公共職業安定所	南 政彦
公募委員		太田 秀信
		藤田 和博